

公益財団法人熊本県環境整備事業団貸付金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が公益財団法人熊本県環境整備事業団（以下「財団」という。）に対して、財団の事業に必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付け等)

第2条 県は、予算の範囲内において、財団に資金の一部を貸し付けるものとする。

2 前項の規定による貸付けの資金の区分、対象となる費用及び利率は、別表のとおりとする。

(貸付けの方法)

第3条 資金の貸付けの方法は、証書貸付けとする。

(償還期限)

第4条 貸付金（第8条の規定により貸付けを決定した貸付金をいう。以下同じ。）の償還期限は、貸付けのあった日から起算して25年（据置期間7年以内を含む。）以内で知事が定める日とする。ただし、産業廃棄物処理施設の供用開始が事業計画から遅れた場合その他財団運営に著しく支障を来す場合は、協議により償還期限及び据置期間を延長することができるものとする。

(償還方法)

第5条 貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。ただし、据置期間中の利払いのうち、産業廃棄物処理施設の供用を開始した年度の末日までの間の利払いを猶予するものとし、据置期間が終了した時点において償還すべき額は、貸付金の額に利率及び利払いを猶予した年数を乗じて得た額に貸付金の額を加えた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、財団は貸付金の繰上償還をすることができるものとする。

(貸付けの申請)

第6条 財団は、資金の貸付けを受けようとするときは、申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第7条 知事は、前条の申請書の提出があった場合において、貸付けをすることが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行い、貸付金貸付決定通知書（別記様式第2号）により、その旨を財団に通知するものとする。

(貸付金の交付)

第8条 財団は、貸付金を受領しようとするときは、貸付金請求書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の貸付金請求書の提出があったときは、財団に対し、貸付金を支払う。

3 財団は、貸付金を受領したときは、借用証書（別記様式第4号）を遅滞なく知事に提出するものとする。

（他の目的への使用禁止）

第9条 財団は、貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。

（貸付金の返還）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（1）前条の規定に違反したとき。

（2）財団が虚偽の申請その他不正な手段により貸付金の貸付けを受けたとき。

（3）実地検査等の結果、財団の事業継続の見込みがないと認められるとき。

（償還猶予）

第11条 財団は、災害その他やむをえない理由により償還金を償還期限までに償還できない状態にあるときは、貸付金の償還の猶予を申し出ることができる。この場合において、償還期限の30日前までに申し出なければならない。

（延滞利息）

第12条 財団は、償還金を償還期限までに償還しなかったときは、当該償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還しなかった額につき年利10%の割合で計算した延滞利息を支払うものとする。

（違約金）

第13条 知事は、財団が第10条第1号又は第2号に該当することを理由として同条の規定により貸付金の全部又は一部について、貸付金の返還を求めるときは、当該請求に係る貸付金を受領した日から支払いの日までの日数に応じ、当該請求に係る貸付金の額につき年10%の割合で計算した違約金の支払を請求するものとする。

（報告等）

第14条 財団は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（1）事業計画を変更したとき。

（2）事業を中止し、又は完了したとき。

2 知事は、必要があると認めるときは、財団に対し、報告を求め、帳簿その他関係書類若しくはその事業の施行状況を検査し、又はその事業の施行上必要な指示をすることができる。

（業務報告書等の提出）

第15条 財団は、貸付金の貸付けを受けたときは、貸付けを受けた日の属する年度から貸付金の償還の終わる日の属する年度まで業務報告書、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書を翌年度の6月末までに知事に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第16条 財団は、その事業の施行状況及びその事業の収支に係る帳簿その他関係書類を整備しておかななければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

| 資金区分 | 貸付けの対象となる費用 | 利率 |
|------|--|--|
| 建設 | 産業廃棄物処理施設建設に要する費用 | 貸付日における直近の共同発行市場公募地方債（10年債）の応募者利回りに等しい利率 |
| 開業準備 | 財団の運営に要する費用 | 貸付日における熊本県指定金融機関「大口定期」の金利と等しい利率 |
| 建設推進 | (1) 産業廃棄物処理施設建設に係る調査・設計費、用地費その他建設準備に要する費用 (2) 財団の運営に要する費用 | 無利子 |

[別記様式第1号]

第 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

公益財団法人熊本県環境整備事業団
理 事 長 印

平成 年度公益財団法人熊本県環境整備事業団貸付金貸付申請書
下記のとおり、平成 年度熊本県環境整備事業団貸付金の貸付けを受けたいので、
公益財団法人熊本県環境整備事業団貸付金貸付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を
添えて申請します。

記

1 貸付申請の内訳及び条件

- (1) 借入金額 円
(2) 年利率
(3) 償還期限 平成 年 月 日まで
(4) 据置期間 貸付けのあった日から平成 年 月 日まで
(5) 償還方法 均等年賦償還

2 借入時期 (予定)

平成 年 月 円

3 添付書類

- (1) 平成 年度事業計画書
(2) 平成 年度収支予算書

[別記様式第2号]

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人熊本県環境整備事業団
理事長 様

熊本県知事 印

平成 年度公益財団法人熊本県環境整備事業団貸付金貸付決定通知書
平成 年 月 日付け 第 号で申請のありましたこのことについて、下記のとおり貸付けの決定を行ったので通知します。

記

1 貸付金額及び条件

- (1) 貸付金額 円
(2) 年利率
(3) 償還期限 平成 年 月 日まで
(4) 据置期間 貸付けのあった日から平成 年 月 日まで
(5) 償還方法 均等年賦償還

2 貸付予定年月

平成 年 月 日 円

[別記様式第3号]

貸付金請求書

平成 年 月 日付け 第 号で貸付決定を受けた貸付金を借り受けた
たいので請求します。

記

1 請求の内訳 (単位:円)

| 貸付決定額 | 請求額 |
|-------|-----|
| | |

2 振込方法
預金口座振込

3 振込希望日
平成 年 月 日

平成 年 月 日

熊本県知事 様

所在地 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
名称 公益財団法人熊本県環境整備事業団
代表者 理事長 印

| | | |
|-------|--|----|
| 振込先 | 銀行 | 支店 |
| | 預金 | |
| 口座名義人 | 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 公益財団法人熊本県環境整備事業団 理事長 | |

[別記様式第4号]

公益財団法人熊本県環境整備事業団貸付金借用書

| | | |
|------|---|---|
| 借入金額 | 金 | 円 |
|------|---|---|

公益財団法人熊本県環境整備事業団は、公益財団法人熊本県環境整備事業団貸付金貸付要綱及び次の借入条件を承諾の上、貸付金を借用しました。

| 借入条件 | |
|-----------------|------------|
| 1 借入年月日 | |
| 2 借入金の使途 | |
| 3 利率 | |
| 4 償還期限 | |
| 5 据置期間 | |
| 6 償還方法 | |
| 7 償還表 (単位：円) | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| | 平成 年 月 日 円 |
| 平成 年 月 日 円 | |

平成 年 月 日

熊本県知事

様

所在地 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

名称 公益財団法人熊本県環境整備事業団

代表者 理事長 印